

子育てのための施設等利用給付認定（2・3号）の申請について （幼稚園に在園していないお子さん向け）

1 施設等利用給付認定について

認証保育所・認可外保育施設等を利用し、幼児教育・保育の無償化に伴う給付を受けるためには、お子さんの保育が必要であることの認定（施設等利用給付認定の2・3号）を受ける必要があります。

認定には「認定区分」「保育が必要な事由」「認定期間」の項目があり、お子さん1人につき「子育てのための施設等利用給付認定通知書」を送付します。

※すでに、当該年度の認可保育園等の入所申込をし、教育・保育給付認定を受け「待機」となっている場合は、新たに施設等利用給付認定の申請をする必要はありません。教育・保育給付認定を施設等利用給付認定とみなせる場合に、認定通知書を送付します。

(1) 施設等利用給付認定の区分について

お子さんの「年齢(クラス)」「利用する施設」によって認定区分が異なります。

| 認定区分 | 対象となる子ども | 給付を受けられる施設・事業 |
|------|---|--|
| 1号認定 | 満3歳以上で就学前の子ども | 幼稚園 |
| 2号認定 | 3歳児クラス以上で、保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども | ・幼稚園の預かり保育 ・認証保育所 ・認可外保育施設 ・みなと保育サポート ・一時預かり事業 |
| 3号認定 | 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもで、保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども | ・病児・病後児保育室 ・派遣型一時保育事業 ・育児サポート子むすび(ファミリー・サポート・センター事業) |

(2) 保育が必要な事由

施設等利用給付認定(2号認定、3号認定)を受けるには、保護者(父母それぞれ)が下記のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労……………月48時間以上の就労を常態としている場合
- ② 出産……………妊娠中又は出産後間がなく保育が困難な場合
- ③ 疾病……………疾病、負傷により保育が困難な場合
- ④ 障害……………心身に障害があり保育が困難な場合
- ⑤ 介護・看護 ……疾病又は心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合
- ⑥ 求職……………求職活動をしている場合
- ⑦ 就学……………月16日以上かつ1日4時間以上の就学(通所)を常態としている場合
- ⑧ 災害復旧……………災害の復旧にあたっているため、保育が困難な場合
- ⑨ 育児休業……………育児休業取得前から保育施設を利用している児童が、当該施設を引き続き利用する場合
- ⑩ その他……………児童福祉の観点から社会的養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合

(3) 認定期間

認定期間は、保育が必要な事由に応じて決定します。認定は、申請日以降の保育が必要な期間から開始します(申請日より前に認定はできません)。

| 保育が必要な事由 | 認定期間 |
|-------------------------|---|
| 就労 | 小学校就学前まで(失職した場合は「求職」に同じ) ※就労内定の場合の認定開始日は、 <u>就労開始日</u> です。 ※育児休業からの復職時の認定開始日は、 <u>復職日</u> です。 |
| 出産 | 出産予定月の2か月前(多胎児妊娠の場合、出産予定日の4か月前)から、出産日の翌日から数えて57日目の属する月末まで |
| 疾病・障害/介護・看護 災害復旧/その他 | 保育の必要な事由が無くなるまで |
| 求職 | 申請日から90日目の属する月末まで (ただし、認定期間内に就職した場合は、「就労」に認定変更) |
| 就学 | 就学期間の終了(卒業)まで |
| 育児休業 (在園児のみ) | 育児休業対象児童が1歳6か月になる日の属する年度末まで |

(4) 提出書類

お住まいの地区の各総合支所区民課保健福祉係に以下ア～エまでの書類(エは該当者のみ)を提出します(郵送又は電子申請での提出も可能です)。

※[DL]と記載しているものは、港区公式ホームページからダウンロード可能です。

ア 子育てのための施設等利用給付認定申請書[DL]

イ 保育の必要性を証明する書類 ※父母それぞれについて必要です。

| 父母等の状況 | | 必要書類 |
|--------|--|--|
| 就 労 | 従業員・派遣社員 パート等(内定者を含む) | 就労証明書[DL](<u>認定開始日から3か月以内に発行されたもの</u>) |
| | 役員・自営業主 家庭内職者 家族従業者等 (親族が経営する会社に勤めている方) | ① 就労証明書[DL](<u>認定開始日から3か月以内に発行されたもの</u>) ② 仕事の実態が分かるもののコピー (例:請負契約書、登記事項証明、開業届、営業許可書、履歴事項証明書等) ③ 収入が分かるもののコピー (例:現在の就労先で収入を得ていることが分かる確定申告書、直近3か月の報酬の記録とその振込みが確認できる通帳等) ※②、③は第三者機関又は公的機関が発行した証明書類である必要があります。 |
| | 出 産 | 母子手帳の表紙・出産(予定)日の分かるページのコピー ※多胎児の場合、人数分必要です。 |
| | 疾 病 | 診断書のコピー(発症時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状態について具体的な記載があるもの) (<u>認定開始日から3か月以内に発行されたもの</u>) |
| | 障 害 | ※障害者手帳の状況を区が確認するため添付書類は不要 |
| | 介 護・ 看 護 | ① 介護保険証又は障害者手帳のコピー(港区外にお住まいの方のみ)、又は被介護・看護者の診断書 ② タイムスケジュール[DL] ③ 介護、看護の実態が分かるもの(例:居宅サービス計画書等) |
| | 求 職 | ハローワーク受付票のコピー(ハローワークが発行したもの) |
| | 就 学 (就学予定者を含む) | 就学(予定)証明書[DL](<u>認定開始日から3か月以内に発行されたもの</u>) |

| 父母等の状況 | 必要書類 |
|--------------------------------|---|
| 災害復旧 | り災証明等のコピー |
| 育児休業 (申請児童の下の子の 育児休業に限る) | ① 上記の「就労」の認定に必要な書類全て(育児休業期間の記載のあるもの) ② 育児休業届[DL] ③ 利用している施設との契約書(入所に関する部分、契約時間に関する部分のコピー) 又は受託証明書[DL](認定開始日から3か月以内に発行されたもの) ※育児休業取得前から、③に記載の保育施設を月極160時間以上で利用していることが必要です。 ④ 1か月分の保育料領収書のコピー (③で受託証明書ではなく、契約書を提出する場合のみ必要です。) |

※提出された書類に不備があり、保育の必要性が確認できない場合は、認定できません。

※就労認定で、申請児童の育児休業を取得中の場合は、認定期間は復職証明書の提出の後に決定します。

ウ 保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書[DL]

エ その他(該当者のみ)

| 区分 | 必要書類 |
|---|--|
| ひとり親の場合 | ・ひとり親であることが確認できる書類(戸籍謄本、児童扶養手当証書等)のコピー |
| ・令和5年1月1日、令和6年1月1日 時点で日本に住民登録がない場合 (海外在住・大使館職員) ・令和4、5年中に海外で収入があ った場合 | ・令和4、5年分の年間収入申告書[DL] ※令和4年1月～12月、令和5年1月～12月に収入・控除がある方は その証明書を添付してください。 |

港区公式ホームページ



2 認定の変更について

認定後、保護者の保育の必要性について変更がある場合や世帯の状況が変更となった場合は、「認定変更申請書」と変更内容を証明する書類をご提出ください。

(1) 保育の必要性に関する変更(①・②ともに提出が必要です)

① 認定変更申請書[DL]

② 保育の必要性を証明する書類

※就労・育児休業の方の変更の場合は以下をご提出ください。

- ・転職・・・前職の離職が確認できるもの、転職後の就労証明書[DL]、転職後の給与明細2か月分
- ・育児休業からの復職・・・復職証明書[DL]

(2) 世帯の状況の変更

① 認定変更申請書[DL]

② 世帯状況の変更を証明する書類(戸籍謄本等、世帯構成の変更を証明する書類)

※結婚をした場合は、配偶者の保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。

(3) 港区内で転居した場合

申請内容変更届[DL]

3 現況届について

認定後、保育の必要性を確認するため、年に1回「現況届」を郵送します。現況届が届きましたら、ご記入の上、保育の必要性を証明する書類を添付して、各総合支所区民課保健福祉係まで提出してください。

現況届の提出が確認できない又は不備等がある場合、施設等利用給付ができませんのでご注意ください。

4 給付の受け方

給付(施設等利用給付費)の申請時は、以下の書類をそれぞれの申請先に提出します。

申請時期、給付の手続きの詳細については、利用する施設ごとに異なります。詳しくは、港区公式ホームページ又は各事業のパンフレットをご覧ください。

| 施設・サービス | パンフレット又は請求書類 | 問合せ先 |
|---|--|---|
| 認証保育所 | 認証保育所保育料助成制度のご案内 | 保育課 保育支援係 ☎3578-2429 |
| 認可外保育施設 | 認可外保育施設保育料助成制度のご案内 | 保育課 保育支援係 ☎3578-2428 |
| ・一時保育(保育園) ・病児・病後児保育 | ・施設等利用給付費請求書(償還払い用) ・特定子ども・子育て支援の提供に係る提供兼納入証明書(償還払い用) | 保育課 保育支援係 ☎3578-2871 |
| ・みなと保育サポート ・一時働き事業(あっぴい、あいぽーと、Pokke) ・派遣型一時保育事業 ・育児サポート子むすび(ファミリー・サポート・センター事業) | ・幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費請求書 ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 ・特定子ども・子育て支援提供証明書 | 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係 ☎5962-7201 |

5 問合せ

(1)認定に関すること(幼稚園に在園していない方)

各総合支所区民課保健福祉係

- 芝地区 ☎3578-3161
- 麻布地区 ☎5114-8822
- 赤坂地区 ☎5413-7276
- 高輪地区 ☎5421-7085
- 芝浦港南地区 ☎6400-0022

(2)給付に関すること(幼稚園に在園していない方)

上記4「給付の受け方」の表中「問合せ先」を参照

みなと母子手帳アプリ公式サイト
(保育コンシェルジュによる相談予約はこちらから)



<https://minato.city-hc.jp/>